

平成から令和へ

新天皇の即位に伴い、「元号を改める政令」の施行により、5月1日から元号が「令和」になりました。

「令和」は、日本に現存する最古の和歌集「万葉集」の梅花の歌三十二首にある文言、

初春の令月にして、気淑く風和ぎ、
梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す

から引用されたもので、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。



改元に伴う文書等の取り扱いについて

5月1日以降に町から発送する文書等には、原則として新元号の「令和」を使用します。

ただし、5月1日以前に町から発送した文書で、納税通知書の納期限、保険証の有効期間、契約書の計画期間等、将来の年度及び日付を表記する場合において、「平成」を使用しているものもあります。

「平成」で表記した将来の年度及び日付について、法律上の効果は変わらず、有効なものとして取り扱いますので、下表の例のように新元号である「令和」に読み替えてください。

「平成」で表記した将来の年度・日付	「令和」への読み替え
平成31年度	令和元年度
平成32年度	令和2年度
平成31年10月1日	令和元年10月1日
平成32年3月31日	令和2年3月31日

5月1日施行
新元号

令和